諮問番号：令和４年度諮問第 ２ 号

答申番号：令和４年度答申第１４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

大阪府○○府税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和３年３月１日付けで行った大阪府税条例（昭和２５年大阪府条例第７５号。以下「条例」という。）に基づく個人事業税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）本件処分における税額計算について

ア　平成２９年度における個人事業税の賦課決定処分（以下「平成２９年度処分」という。）については、平成２９年８月１８日付けで処分庁の担当者から、所得金額は収入金額を持分按分した比率で計算している旨が記載された「個人事業税の課税について（お知らせ）」（以下「平成２９年度処分お知らせ」という。）が送付され、その上で、不動産の持分割合（４分の１）に基づいて計算された税額２，８００円を納付した。

ところが、平成２９年度処分の際から持分割合は変わらないまま、所得金額が当時より減少しているにもかかわらず、本件処分における税額は３０，８００円となり、大幅に増額されている。

イ　処分庁は審査請求人に対して、法的根拠や理由を説明しないまま税額計算の方法を一方的に変更した上で、本件処分に係る税額を決定している。

また、平成２９年度処分から３年が経過し、持分割合に基づいて税額計算が行われることは、長く追認されているものである。

ウ　平成２９年度処分と本件処分では、不動産の持分割合に関する事実関係に異なる状況が生じていないにもかかわらず、同様の取扱いがなされていないことは、日本国憲法（以下「憲法」という。）第１４条に基づく平等取扱原則に反しており、税に関する水平的公平性を欠いている。

エ　○○○等のホームページでは、個人事業税の税額は持分に応じて計算されるとの説明がなされており、この税額計算方法が一般的な基準である。

処分庁は、平成２９年度処分を上記の一般的な基準に沿った税額計算により行っており、本件処分において当該基準と異なる税額計算方法へと恣意的に変更することは、裁量権の逸脱と言わざるを得ない。

オ　なお、各共有者は共有物の全部につき「その持分に応じた」使用・収益をなすことができる（民法（明治２９年法律第８９号）第２４９条）とされており、持分割合による税額計算は適法である。

さらに、共同事業の徴収金については、納税義務者が連帯して納付する義務を負うとされており（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第１０条の２第１項）、審査請求人が他の共有者から収入金を預かっている状態にあることは違法ではない。

カ　したがって、本件処分を取り消すとともに、平成２９年度処分と同じ条件、方法により税額を計算し、持分割合に応じた課税への是正を求める。

（２）その他の主張

ア　仮に本件処分に係る理由の提示が不十分である場合は、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を納税者に知らせて不服の申立て便宜を与える趣旨にのっとり、当該処分は違法で不合理なものとして取消しの対象と判示した平成２３年６月７日最高裁判所第三小法廷判決（最高裁判所民事判例集６５巻４号２０８１頁。以下「平成２３年最高裁判決」という。）に照らし、本件処分の取消しを求める。

イ　審査請求人は、令和３年２月１５日付けで処分庁に対して送付した「個人事業税に関するご確認、お願い」で、令和２年度における個人事業税の賦課決定処分に係る税額計算においても平成２９年度処分と同じ条件、方法で税額計算をすること等を求めたが、返答がない。このことは、昭和６２年１０月３０日最高裁判所第三小法廷判決（判例時報１２６２号９１頁。以下「昭和６２年最高裁判決」という。）の特別な事情に該当する。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、次の事実が認められる。

　ア　令和２年３月７日付けで、審査請求人は、○○○税務署長（以下「Ａ税務署長」という。）に対し、令和元年分の所得税確定申告書（以下「令和元年分申告書」という。）を提出しており、法第７２条の５５の２第１項の規定により、同日付けで個人の事業税の申告が処分庁になされたものとみなされること。

イ　令和元年分申告書には、不動産所得３，４１７，０１２円（青色申告特別控除後の所得金額）が記載されていること。

また、令和元年分申告書とともに提出された令和元年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）（以下「令和元年分決算書」という。）の不動産所得の収入の内訳の欄には、地代の賃貸料の年額、貸家の賃貸料の年額、駐車場の賃貸料の年額及びこれらを合計した収入額が１７，２４２，１５４円であり、１０件以上の貸付不動産が記載されていること。

ウ　処分庁は、令和２年１１月１２日に審査請求人の税務代理人（以下「税務代理人」という。）に対して、審査請求人の不動産及び駐車場の貸付状況について確認したところ、駐車場は１０台以上駐車が可能であること、共有不動産の賃貸収入の全額を審査請求人が収入し、かつ、申告していることを聴取したこと。

エ　処分庁は、前記アからウまでの事実により、審査請求人が貸し付けている住宅及び土地が合わせて１０件以上であること及び提供している駐車場の駐車台数が１０台以上であることから、審査請求人は不動産貸付業及び駐車場業の課税対象事業（以下「本件課税対象事業」という。）を行っているものと認定し、令和３年３月１日付けで審査請求人に対して本件処分を行っていること。

（２）これに対し、審査請求人は、要するに、本件処分の税額の計算に当たっては、当該貸付けをし、及び駐車場として提供している不動産が共有であることから、令和元年分申告書及び令和元年分決算書に記載された不動産に係る収入金額及び所得金額をそのまま用いるのではなく、これらの金額を共有不動産の持分割合（４分の１）で按分した金額に基づいて税額の計算をすべきと主張しているものと解される。

（３）なお、審査請求人が行う事業が法第７２条の２第８項第４号及第１３号に規定する第一種事業である不動産貸付業及び駐車場業に該当することについては、処分庁、審査請求人ともに主張の相違はない。

したがって、本件審査請求の争点は、本件処分の課税標準の算定方法について、違法又は不当な点があるか否かである。

（４）まず、個人事業税は、法第７２条の５０第１項ただし書、同条第２項及び第４項に規定される例外（以下「例外規定」という。）に該当する場合を除き、当該個人が税務官署に申告又は税務官署が更正等した所得税の課税標準を基準として課税することとされている。

このように所得税の課税標準を基準とすることとしているのは、個人事業税の課税標準の算定方法が所得税の所得の計算方法と同じであることから、所得税における所得金額をそのまま基準として個人事業税を算定することにより、納税者に対する二重の税務調査の煩雑さを回避するなど、納税者等の事務手続の簡素化を図る趣旨と解されている。

これを本件処分についてみると、審査請求人については例外規定に該当すると認められるような事実は見当たらないので、処分庁が自らの調査により個人事業税の課税標準である所得を決定する場合には当たらない。すなわち、審査請求人は、前記（１）アのとおり令和元年分申告書を提出しているので、令和元年分申告書により申告した不動産所得を基準に、個人事業税が課されることとなる。

そして、令和元年分申告書には、前記（１）イのとおり、不動産所得が３，４１７，０１２円と記載されており、処分庁は、当該不動産所得を基準として個人事業税の課税標準及び税額を算定しているので、本件処分は、法令に基づいて適正に行われたものと認められる。

（５）これに対し、審査請求人は、平成２９年度処分の際に処分庁から送付された平成２９年度処分お知らせには、「所得金額は収入金額を持ち分按分した比率で計算しています。」との記載があることから、本件処分においても同様の計算方法を採るべきであると主張する。

たしかに、審査請求人が主張するように、平成２９年度処分においては、審査請求人の平成２８年分の所得税確定申告書（以下「平成２８年分申告書」という。）に記載された不動産所得金額は５，３５３，４１３円であるが、収入金額の合計が１７，８５９，３４０円であるところ、共有不動産の持分割合（４分の１）で按分した課税対象となる収入金（９，６８２，７７５円）をもとに計算して得られた不動産所得金額５６，０００円を課税標準として、個人事業税を課税している。

ここで、処分庁の弁明によれば、処分庁は、審査請求人において共有不動産の持分割合により按分された不動産所得金額とするよう、所得税の更正の請求が当然行われるものと考え、その更正後となるべき収入金額及び所得金額に基づき個人事業税の課税を行ったということである。

しかし、実際には、審査請求人に対して平成２８年分の所得税の更正が行われていなかったことからすると、平成２９年度処分は誤った課税であると言わざるを得ず、その結果、平成２８年分申告書に記載された収入金額及び不動産所得金額については共有不動産の持分割合で按分せずに、個人事業税の税額の計算を行うこととなるので、増額の賦課決定が必要になる。

ただし、法第１７条の５第３項、第４項及び第７項の規定のとおり、税額が減少するもの等を除き、法定納期限（平成２９年度処分にあっては、平成２９年８月３１日）の翌日から起算して３年を経過した日以後においては賦課決定ができないことから、処分庁は、平成２９年度処分について増額の賦課決定を行うことはできない。

したがって、平成２９年度処分については、平成２８年分申告書に記載された不動産所得金額を持分割合で按分した所得金額をもとに個人事業税の課税を行っているように見えるが、本来修正すべきものであり、平成２９年度処分と同様に、本件処分における税額を算定するよう求める審査請求人の主張は認められない。

なお、処分庁においては、平成２９年度処分の際、実際に所得税の更正がなされる前に、更正されるであろう収入金額及び所得金額に基づいた課税を行った上、その後も所得税の更正がなされたかの確認を行わず、法第１７条の５第３項に規定される期間制限を経過したことは、適正な課税を失したものと言わざるを得ない。

（６）さらに、審査請求人は、他自治体のホームページにおいて共有不動産に係る不動産貸付業及び駐車場業の個人事業税の税額の計算は持分に応じて行う旨の記載があるように、当該税額は持分で算定されることが一般的な基準であることから、本件処分は是正されるべきと主張する。

　　　ここで、共有不動産に係る不動産貸付業及び駐車場業の課税に当たり、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成２２年４月１日総税都第１６号総務大臣通知。以下「大臣通知」という。）第３章第１節第２の２の１（３）、（６）及び個人事業税における不動産貸付業の認定について（昭和５６年９月２５日自治府第８５号自治省税務局府県税課長通知以下「課長通知」という。）２の認定基準に該当するかどうかは、共有不動産全体の規模（貸付け状況）により判定される。

一方で、共有不動産の貸付けにより得られる所得について、共有者間で持分等に応じて按分しているのであれば、その按分した所得金額によって各共有者が所得税の申告を行うべきであり、その結果、個人事業税においても、その按分した所得金額に基づき税額の算定がされる。

以上のことから、他自治体のホームページの記載内容は、個人事業税の課税対象事業となるかどうかの認定においては持分に関係なく共有不動産全体の規模で判定されることとの比較として、共有者各々の税額は持分に応じて計算することを表現したものと解される。

さらに、前記（４）のとおり、例外規定に該当する場合を除き、申告した所得税の課税標準を基準として課税することとされている。すなわち、審査請求人が主張するような、所得税の申告における所得金額を共有不動産の持分で按分し、所得税における課税標準と異なる基準を用いて個人事業税の課税標準を算定するといった法令の規定は存在しない。

また、そもそも令和元年分申告書において、審査請求人は、共有不動産に係る収入金額について、持分で按分した金額を申告しているのではなく、税務代理人から聴取した内容のとおり、当該収入金額の全てを自らのものとして申告しているのであるから、審査請求人の主張を認めることはできない。

（７）以上のとおり、本件処分の課税標準の算定方法について、違法又は不当な点は認められない。

（８）また、審査請求人は、憲法や民法、最高裁判所の判例を用いて縷々主張を行っているが、いずれも本件処分の課税標準の算定方法についての判断を直接左右するものではなく、審査請求人の主張を採用することはでない。

（９）その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年６月　２日　　諮問書の受領

令和４年６月　３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１７日

　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：６月１７日

令和４年６月１６日　　第１回審議

令和４年７月１４日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、当該年度の初日の属する年の前年中における所得を課税標準としてその個人に課する（条例第３８条第３項（法第７２条の２第３項参照））。

（２）賦課決定は、税額が減少するもの等を除き、法定納期限の翌日から起算して３年を経過した日以後においてはすることができない（法第１７条の５第３項、第４項及び第７項）。

（３）不動産貸付業及び駐車場業は、第一種事業である（法第７２条の２第８項第４号及び第１３号）。

（４）個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による（法第７２条の４９の１１第１項）。

（５）前記（４）における個人の事業の所得は、所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する（法第７２条の４９の１２第１項）。

（６）個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、道府県知事は、所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする（法第７２条の５０第１項）。

（７）個人事業税の納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は道府県民税につき個人の道府県民税の申告書を提出した場合には、その確定申告書等が提出された日に、事務所又は事業所所在地の道府県知事に個人事業税の賦課徴収に関する申告がされたものとみなす（法第７２条の５５の２第１項）。

　　　ただし、例外規定として、所得税の課税標準と個人事業税の課税標準が異なることとなる場合等は、道府県知事は自らの調査により課税標準である所得を決定して個人事業税を課すことが定められている（法第７２条の５０第１項ただし書、同条第２項及び同条第４項）。

具体的には、医業等を行う個人で社会保険診療を行う者、個人事業税を課されない事業とその他の事業を併せて行う者、税務官署に不動産所得又は事業所得を他の種類の所得として申告している者（法第７２条の５０第１項ただし書）、年の途中において事業を廃止した者（法第７２条第４項）のほか、個人が税務官署に課税標準を申告せず、税務官署も課税標準を決定しないときや、申告はしたが所得控除を控除することによって納付すべき所得税額がなくなる場合（法第７２条の５０第２項）が例外規定の対象となる。

（８）行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（以下「理由の提示」という。）。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法（平成５年法律第８８号）第１４条第１項）。

（９）不動産貸付業とは、継続して、対価の取得を目的として、不動産の貸付けを行う事業をいうものであり、不動産貸付業に該当するかどうかの認定に当たっては、所得税の取扱いを参考とするとともに次の①から③に留意すること。

①アパート、貸間等の一戸建住宅以外の住宅の貸付けを行っている場合においては居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が、１０以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであり、②住宅用土地の貸付けを行っている場合においては、貸付け契約件数が１０件以上又は貸付総面積が２，０００平方メートル以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであり、③一戸建住宅とこれ以外の住宅の貸付け又は住宅と住宅用土地の貸付けを併せて行っている場合等については、①又は②との均衡を考慮して取り扱うことが適当である（大臣通知第３章第１節第２の２の１（３））。

（１０）駐車場業とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業をいうものである。なお、建築物である駐車場業を除き、駐車台数が１０台以上である場合には、駐車場業と認定すべきものである（大臣通知第３章第１節第２の２の１（６））。

（１１）一戸建住宅、一戸建住宅以外の住宅、住宅以外の建物、住宅用土地等種類の異なる不動産の貸付けを併せて行っている場合については、当該貸付不動産のうち一の種類の不動産について認定すべき基準以上のものがある時を除き、当該貸付不動産の室数、棟数又は貸付契約件数の合計が１０以上であるものは、不動産貸付業と認定して差し支えないものである（課長通知２）。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年３月７日付けで、審査請求人は、Ａ税務署長に対し、令和元年分申告書及び令和元年分決算書を提出した。

　　　令和元年分申告書の収入金額等の欄には、不動産収入として１７，８３１，３５４円と、所得金額の欄には、不動産所得として３，４１７，０１２円と記載されている。また、令和元年分決算書の不動産所得の収入の内訳の欄には、地代、貸家及び駐車場の賃貸料１７件の年額の合計した収入額金額として１７，２４２，１５４円と記載されている。

（２）処分庁の弁明書には、令和２年１１月１２日、処分庁は、税務代理人に対して、審査請求人の不動産の貸付け及び駐車場の提供に係る状況について確認し、駐車場は１０台以上駐車が可能であり、共有不動産の賃貸収入の全額を審査請求人が収入し、かつ、申告していることを聴取した旨が記載されている。

（３）処分庁は、審査請求人は本件課税対象事業を行っているものと認定し、令和３年３月１日付けで本件処分を行った。

（４）令和３年１２月２０日付けで、処分庁が審理員に提出した回答書には、平成２９年度処分に関して、次のことが記載されている。

　　　個人事業税の税額計算における課税対象収入金額について（抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件 | | 平成２９年度 | |
| 課税分の税額計算 | 所得税の申告通りにした税額計算 |
| 土　地  貸　家  （後略） | 収入金額 | １０，６１５，７６６円 | １０，６１５，７６６円 |
| 課税対象収入金額 | ２，６５３，９４１円 | １０，６１５，７６６円 |
| 課税対象割合 | １／４ | １／１ |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 収入金額合計① | | １７，８５９，３４０円 | １７，８５９，３４０円 |
| 課税対象収入金額合計② | | ９，６８２，７７５円 | １７，６４４，６００円 |

　　　個人事業税の税額計算について（抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 平成２９年度 | |
| 課税分の税額計算 | 所得税の申告通りにした税額計算 |
| 所得税の確定申告内容 | 収入金額  ①を再掲 | | １７，８５９，３４０円 | １７，８５９，３４０円 |
| 不動産所得③ | | ５，３５３，４１３円 | ５，３５３，４１３円 |
| 青色申告特別控除額④ | | １００，０００円 | １００，０００円 |
| 個人事業税の税額計算 | 課税対象となる不動産所得⑤  ③×（②÷①） | | ２，９０２，４４９円 | ５，２８９，０４３円 |
| 課税対象となる青色申告特別控除額⑥  ④×（②÷①） | | ５４，２１６円 | ９８，７９７円 |
| 事業主控除額⑦ | | ２，９００，０００円 | ２，９００，０００円 |
|  | | 課税標準額⑧  ⑤＋⑥―⑦ | ５６，０００円 | ２，４８７，０００円 |
| 税率⑨ | ５％ | ５％ |
| 税額⑩  ⑧×⑨ | ２，８００円 | １２４，３００円 |

なお、平成２８年分申告書の収入金額等の欄には、不動産収入として１７，８５９，３４０円と、所得金額の欄には、不動産所得として５，３５３，４１３円と記載されている。

（５）本件処分に係る個人の事業税納税通知書の様式には、個人事業税の税額計算書として、課税標準額、税率等が記載されている。また、課税の根拠となった法律及び条例の規定として「地方税法第７２条の２　大阪府税条例第３８条」と、備考として「（決定の理由）課税対象所得年における事業所得及び不動産所得に対し、必要な控除を行った上で課税標準を算定し税額を決定しました。」、「（根拠法令：地方税法第７２条の４９の１１、第７２条の４９の１２、第７２条の４９の１３、第７２条の４９の１４、第７２条の５０及び第７２条の５５の２）」と記載されている。

（６）令和３年５月２７日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分における税額計算について

ア　審査請求人は、本件課税対象事業の対象となる不動産は共有であることから、個人事業税に係る課税標準の算定は、令和元年分申告書及び令和元年分決算書に記載された不動産に係る収入金額及び所得金額をそのまま用いるのではなく、これらの金額を共有不動産の持分割合（４分の１）で按分した金額に基づいて税額の計算をすべきである旨主張する。

　　　前記１（６）のとおり、個人事業税は、例外規定に該当する場合を除き、法第７２条の５０第１項の規定により、個人が税務官署に申告又は税務官署が更正等した所得税の課税標準を基準として課税することとされている。

　法が前記１（６）のとおり所得税の課税標準を基準とすることとしているのは、個人事業税の課税標準の算定方法が所得税の所得の計算方法と同じであることから、所得税における所得金額をそのまま基準として個人事業税を算定することによって、納税者に対する二重の税務調査の煩雑さを回避するなど、課税庁及び納税者等の事務手続の簡素化を図る趣旨と解されている。

　　　本件についてみると、事件記録からは、審査請求人に係る例外規定の該当性が認められるような事実は見当たらないことから、本件処分にあっては、課税行政庁が自らの調査により個人事業税の課税標準である所得を決定する場合には当たらないと言える。

審査請求人は、前記２（１）のとおり令和元年分申告書を提出していることから、前記１（７）のとおり、法第７２条の５５の２第１項の規定により、個人事業税の申告が処分庁に行われたとみなされる。

　 そして、令和元年分申告書には、前記２（１）のとおり不動産所得が３，４１７，０１２円と記載されていることから、本件処分において、処分庁が法第７２条の５０第１項の規定により当該不動産所得を基準として個人事業税の課税標準及び税額を算定したことに違法又は不当な点は認められない。

　イ　なお、審査請求人は、平成２９年度処分の際に処分庁から送付された平成２９年度処分お知らせには、「所得金額は収入金を持ち分按分した比率で計算しています。」との記載があることから、本件処分においても同様の計算方法を採るべきであり、他自治体のホームページの記載を示し、税額は持分で算定されることが一般的な基準であることから、本件処分は是正されるべきある旨主張する。

　　　たしかに、審査請求人が主張するように、平成２９年度処分においては、前記２（４）のとおり、平成２８年分申告書に記載された不動産所得金額は５，３５３，４１３円であり、不動産金額の合計は１７，８５９，３４０円であるが、処分庁は、法第７２条の５０第１項の規定によらず、共有不動産の持分割合（４分の１）で按分した課税対象となる収入金額（９，６８２，７７５円）をもとに計算して得られた不動産所得金額５６，０００円を課税標準として、個人事業税を課税していることが認められる。

　　　しかしながら、前記アで述べたとおり、個人事業税は、例外規定に該当する場合を除き、法第７２条の５０第１項において、個人が税務官署に申告又は税務官署が更正等した所得税の課税標準を基準として課税する旨が規定されていることに鑑みれば、平成２９年度処分は誤った課税であったと言える。

　　　上記のことから、本件処分においても、平成２９年度処分と同様に、所得金額は収入金額を持ち分按分した比率で税額を算定するよう求める審査請求人の主張は、採用できない。

（２）その他の主張

　ア　審査請求人は、前記第２の１（２）アのとおり、本件処分に係る理由の提示が不十分である場合は、平成２３年最高裁判決に照らし、本件処分は取り消されるべきである旨主張する。

前記１（８）のとおり、行政手続法第１４条第１項の規定により、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対して、当該不利益処分の理由を示さなければならない。

理由の提示の趣旨は、審査請求人が主張するとおり、①行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、②被処分者の争訟（不服申立て・訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件についてみると、①前記２（５）のとおり、本件処分に係る個人の事業税納税通知書の様式には、課税の根拠となった法令の他、個人事業税の税額計算書として、課税標準額、税率等が記載されていることから、本件処分に当たって恣意的な判断が行われているとは認められない。②また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々の主張を行っていることから、本件処分の理由が不服申立ての便宜を損なうものであったとまでは言えない。

上記のことから、本件処分の理由が理由の提示の趣旨を没却するものであるとして、本件処分が違法であるとまでは評価することはできない。

　イ　前記第２の１（２）イの審査請求人の主張の趣旨は、法の一般原理である信義則の法理を適用し、本件処分においても平成２９年度処分における税額計算方法を維持すべきであるというものと推察する。

　　　審査請求人が示す昭和６２年最高裁判決では、租税法規に適合する課税処分について、信義則の法理の適用により、当該課税処分を取り消すことができる場合があるとしても、租税法律主義の原則が貫かれる租税法律関係においては、信義則の法理の適用は慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平の要素を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反すると言えるような特別の事情（以下「特別の事情」という。）がある場合に、初めて、信義則の法理の適用の是非を考えるべきである旨判示する。

　　　しかし、本件の事件記録からは、本件につき特別の事情があったとは認められず、信義則の法理の適用を求める審査請求人の主張は、採用できない。

（３）結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲